

令和 2 年度第 1 回東京都入札監視委員会 委員からの意見・質問事項及び回答

No.	委員	意見・質問	回答
1	有川委員長	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回第一監視部会審議結果 < 議案 2 > これまでのシステム等の導入に際して、指摘のような観点での検討が十分なされているかについての検証と、今後の導入にあたっての適切な検討がなされるよう、都全体として取り組む必要があると考えます。(P7)	システム等の導入にあたっては、ご指摘のような観点も踏まえつつ、都全体として引き続き適正に対応して参ります。
2	有川委員長	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回制度部会審議結果 他局等と連携して、中長期的な発注の見通しの公表に向けた取り組みは、公共工事だけでなく、今や公共調達全体に係る問題として認識、議論されているところであり、品確法だけにとらわれることなく、公共調達全体の適正化という視点から、幅広く取り組んでいく必要があると考えます。(P23)	中長期的な工事等の発注見通しについては、事業者にとって技術者等の配置を計画的に行うための重要な情報になり得る面がある一方で、情報の精度が極端に低い場合には、かえって事業者の混乱を招くことが考えられます。 引き続き、業界団体の意見も踏まえつつ、様々な視点を持って、国や他自治体の動向等にも注視して参ります。
3	飯塚委員	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回制度部会審議結果 「令和元年品確法改正、そして、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、施工時期の平準化を図るための施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用以外に、「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表」も発注者の責務として明記されました(品確法第 7 条第 1 項第 5 号)。 財務局におきましては、他局と連携して、中長期的な発注の見通しの公表に向けた取り組みをお願い致します。」(P23) との委員からの要望に対して、ここでは施工時期の標準化を図る施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用を挙げていますが、そのような施策によって実際にどれだけ施工時期が標準化されたのか、あるいはされていないのかについて、現状を見る化する必要があると思います。 月ごとに、その月に工事の始期を迎えた工事数、工事金額、工期、繰越明許費・債務負担行為を活用したものの工事数、工事金額、工期などについて、各部局ごとの数値、前年の数値との比較などが明らかになって、初めて、東京都が施工時期の標準化を図っているのか、いないのかが明らかになると思います。	平準化にかかる取組を見える化することは、今後の重要な課題であると認識しています。 現在も平準化率や年度末に設定された履行期限の状況等については、前年度と対比して管理するとともに公表しているところです。 各局における債務負担行為や繰越明許費の活用状況等の見える化については、予算等の管理方法が各局において様々であることから、効率的な分析のあり方等について、庁内連絡会において各局と連携して検討していきます。
4	仲田委員	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回第一監視部会審議結果 < 議案 1 > 安全対策の事前協議が不十分だったとのことですが、その原因究明(何をどのようになすべきだったのか)が必要と思います。次の工事、他工事への教訓として生かして欲しい。(P6)	本件については、設計段階で道路管理者や交通管理者と安全対策について十分協議を行ってりましたが、図面上の協議ということが主であり、実際、施工段階になり現地確認したところ、視界が少し悪い部分があることが判明したため、フェンスを撤去してクリアパネルを設置するなどの変更を行ったものです。 このように、設計段階で十分協議を行っても、事前協議は図面上のものが主であり、実際に施工段階で確認していく中で、道路管理者などの指示により変更が必要となることは避けがたいものと考えておりますが、今後も引き続き、事前の調整を可能な限り緻密に行うよう、所管局にはご意見を伝えさせていただきます。
5	仲田委員	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回第二監視部会審議結果 < 議案 1 > 高額工事の分割は、技術者の配置を考慮した分割ができるのであれば他社の技術者を有効に活用できることにならないだろうか。技術者不足による入札辞退を避け、参加者を増やす取組みとして検討して欲しい。(P13) < 議案 2 > 辞退者へのヒアリングは重要と思います。ヒアリングのN数を増やして原因究明、関係者間の情報共有に努めて欲しい。(P14)	< 議案 1 > 建設業法上、一定規模以上の工事には原則として技術者を専任で配置しなければならないこととされております。 そのため、工事を分離・分割した場合、その数の分だけ技術者の配置が必要となり、必ずしも技術者不足の解消に繋がるとは限らないと考えております。 一方で、分離分割発注は、中小企業の受注機会の確保等に寄与する重要な取組であると認識しております。引き続き競争性や経済合理性、また品質確保等を考慮しつつできる限り分離分割発注を行うよう各局等へ周知していきます。 < 議案 2 > 各局等において、不調となった場合など必要に応じて辞退者や予定価格超過者へのヒアリングを実施し、その後の発注に活かしております。ただし、個別の案件毎、辞退者毎にヒアリングを行うことは相当程度の事務負担を要するものであり、これを恒常的に行うことは現実的ではないと考えております。 一方で、不調対策や競争性確保に向け、辞退理由の確認・分析は重要であると認識しております。 こうしたことから、都では、平成30年8月から、電子調達システムを活用して全ての辞退者から漏れなく辞退理由を徴取し、集計・分析を行うこととしました。この集計・分析を見ますと、「配置予定技術者の配置が困難」との理由が多く、技術者不足が如実に表れているものと認識しております。こうした結果も踏まえ、都では、技術者の効率的な活用が促進されるよう、全庁を挙げて施工時期の平準化等に取り組んでいるところです。
6	原澤委員	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回第一監視部会審議結果 < 議案 1 > (高額・高落札事案)において、低入札価格調査に該当した事業者が、調査票等の提出をしなかったため、落札者とならなかった旨の記載があります。(P6) 低入札価格調査制度は、入札契約制度改革において、その適用範囲が拡大されましたが、平成29年から令和元年まで、低入札価格調査の対象となった入札217件の全てが失格となっており、低入札価格調査に該当した入札が、落札をしたケースはありません。低入札価格調査を厳格にすることはダンピング対策として必須ではありますが、低入札価格調査制度の実態が、最低制限価格制度と差異がないのでは、低入札価格調査制度を導入している意味がないといえます。また、そのような状況であれば、低入札価格調査に該当した事業者は、最初から落札をあきらめ、手間をかけて調査に必要な資料等の手配をしなくなるとも考えられます。地方自治法が低入札価格調査制度を基本としている趣旨に鑑み、調査の内容及び判断基準を再考する必要がないかご検討下さい。	入札契約制度改革において、低入札価格調査制度の対象範囲を拡大する際、下請事業者へのしわ寄せにつながる恐れのあるダンピング受注の防止や調査にかかる受発注者の事務負担等を考慮し、調査の厳格化を図りました。 入札契約制度改革後、低入札価格調査に該当し、調査票の不足・不備で失格となった事業者については、調査を厳格化する際に失格基準として追加した「下請見積書等に法定福利費の内訳が明示されていない」に該当する場合も多く見られ、下請事業者へのしわ寄せにつながる恐れのある契約の防止に寄与しているものと考えております。 一方で、低入札価格調査に該当した事業者の多くが、調査票によらない数値的失格基準等により失格となっていること、または調査票の提出を辞退しているという現状を踏まえ、業界団体の意見も聞きながら、失格基準の妥当性等について検証していきます。
7	原澤委員	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回第二監視部会審議結果 < 議案 6 > (談合事件)において、委員からの「下請事業者が同一であったかは確認したのか」という質問に対して、下請事業者が同一であったとしても違法ではないから、下請事業者の確認はしなかったとあります。(P16) しかしながら、本件の場合においては、下請事業者が異なれば談合の可能性が高く、下請事業者が同一であれば談合の可能性が低いとも考えられたわけですから、談合の可能性を調査する一環として、下請事業者を確認することに意味があったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	所管局では、当時、当該入札参加者に対して事情聴取を行い、積算責任者などについては確認を行ってりましたが、見積依頼を行った下請事業者がどこであったかの確認までは行っておりませんでした。ただ、それは「下請事業者が同一であったとしても違法ではない」から確認をしなかったということではなく、下請事業者の同一性の確認そのものの有用性までを認識していなかったというのが事実であると承知しております。 いただいたご意見につきましては、今後同様の事象が生じた際の参考とさせていただきます。
8	原澤委員	○令和 2 年度東京都入札監視委員会第 1 回制度部会審議結果 制度部会委員の意見に対する回答で、中長期的な発注見通しの作成及び公表をしない理由として、数年先の発注見通しについては、変更が多いため、公表をすると、かえって事業者の混乱を招くとあります。(P23) しかしながら、令和元年品確法改正において、施工時期の平準化を図るための施策として、発注者には、①計画的な発注、②工期等が一年に満たない工事について繰越明許費又は債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、③他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表を適切に実施する義務があることが明記されました(品確法第 7 条第 1 項第 5 号)。そして、東京都からの上記ご回答は、法律上の義務を遂行しない理由として認められるものではないと考えます。 第一監視部会< 議案 5 > (一者入札事案)及び< 議案 6 > (一者入札・同一事業者長期継続受注事案)並びに第二監視部会< 議案 1 > (高額事案)、< 議案 2 > (高落札事案)及び< 議案 4 > (同一事業者長期継続受注事案)においても、辞退者の辞退理由として、技術者の配置が困難であったことがあげられておりますし、施工時期の平準化は、公共工事を請け負う事業者確保の観点から不可避の課題と考えます。財務局におきましては、品確法第 7 条第 1 項第 5 号の適切な実施をお願い致します。	中長期的な工事等の発注見通しは、事業者にとって技術者等の配置を計画的に行うための重要な情報になり得る面がある一方で、情報の精度が極端に低い場合には、かえって事業者の混乱を招くことが懸念されることは、制度部会で回答したとおりです。 現在、都では、年間の発注見通しとして、発注案件ごとの業種や規模、場所、発注時期等を公表しており、随時更新することで精度の高い情報提供に努めているところです。 中長期的な発注見通しとして公表する情報についても、年間の発注見通しと同じように、発注案件ごとの業種や規模等をある程度詳細に示さなければ、事業者が受注計画を立てるための情報として有効性に欠けるものと考えています。 引き続き、国や他自治体の状況に注視しつつ、業界団体の意見も踏まえ、信頼性のある情報の公表可能な範囲等について、各局と連携して検討していきます。